

本資料は、商品発売に当たって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。
商品ご購入のご検討にあたっては、必ず商品パンフレット・「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」
「ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

2002年8月19日

事業承継の諸問題の解決に、会社にとって重要な人材の確保に貢献。
ユニバーサル型生命保険ならではの特質、自在性により中小企業の変化するニーズに対応

「マニフレックス事業保険」により 新たに法人市場の本格的開拓を開始

マニライフ生命保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO トレバー・マシュウス）では、昨年10月の発売以来、個人保険商品として大好評を得てきた生命保険「マニフレックス」のユニバーサル型生命保険ならではの自在性、貯蓄機能等の特性を活用、8月26日より、中小企業向けの事業保険としての販売取扱いを開始します。

今回取扱いを開始するのは、「キーパーソン・プラン（KPP）」と「エグゼクティブ・プラス・プラン（EPP）」の2タイプ。「KPP」が事業承継等に関わる中小企業の法人としての経済的リスク対応と資産形成を図るものである一方、「EPP」は、中小企業に所属する役員、社員個人の経済的リスク対応と資産形成を図ることにより人材確保を図るもので、いずれも「柔軟な保障」「自在な保険料」といった、先進的なユニバーサル型保険商品「マニフレックス」ならではの特徴を最大限生かしたものです。

この新しいアプローチによりマニライフ生命は、全国約480万社にのぼる中小企業（2001年版中小企業白書より）を対象とする法人市場の開拓を本格化します。

**中小企業の事業承継に関わる経済的保障、退職金等さまざまな課題に柔軟に対応！*

経営管理者等の世代交代の円滑化にマニフレックス「キーパーソン・プラン」

中小企業では、経営者や役員等一部の経営の中核に位置する人材における世代交代が円滑に進むか否かが、しばしば企業の存続に直接影響する経済的リスクとなります。マニフレックス「キーパーソン・プラン（KPP）」は、被保険者を企業の役員または従業員とし、会社を契約者および受取人とするもので、マニフレックスのフレックスファンドによる柔軟な積立機能、自在な特約付加による保障機能を生かし、事業保障資金（借入金の返済、従業員の年間給与保障、自社株買上げ、納税資金準備、遺産分割、緊急運転資金対策等）、残された経営者遺族などへの保障準備（死亡退職金、弔慰金対策等）、経営者の老後生活の準備（役員退職慰労金対策等）など、企業のさまざまなニーズに柔軟に対応するもので、全く新しい市場ニーズの発掘が期待されています。

*海外企業で既に広く普及している“エグゼクティブ・ベネフィット・プラン”が登場 貢献度の高い人材へのインセンティブに「エグゼクティブ・プラス・プラン」

中小企業におけるもう一方の悩みは、優秀な人材の確保です。事業の発展に不可欠の人材確保を確かなものにするため、海外企業では既にかなり一般化している“エグゼクティ

ブ・ベネフィット・プラン”の一種として、マニフレックス「エグゼクティブ・プラス・プラン（EPP）」の取扱いを開始します。「EPP」のコンセプトは極めてシンプルで、会社が、貢献度の高い役員または社員に生命保険加入を勧め、その保険料を会社がその個人に肩代わりして支払うというものです。該当の役員または社員は、マニフレックスのフレックスファンドによる積立金、生命保険としての保障を、会社からの特別給与の一種として受取ることができ、インセンティブとしての効果が期待できるものです。

マニフレックスは、ひとりひとり異なる人生＝ライフステージの変化に、機敏かつ柔軟に対応できるようデザインされた、まったく新しいタイプの生命保険です。マニライフ生命では、今回の事業保険分野への本格進出を通じて、「マニフレックス」に対する顧客満足度をより一層高めてまいります。

マニライフ生命はカナダに本拠地を置くマニライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。マニライフ・ファイナンシャル社は、100年以上の歴史を有し、世界15カ国・地域で業務を展開し、広範な営業職員、エージェント、販売提携先のネットワークを通して、多様な経済的保障商品と資産運用サービスを提供しています。マニライフ・ファイナンシャル社の管理運用資産は2002年6月30日付けで1,398億カナダドルとなっています。

リスク情報について

市場金利によって損失が生じることがあります

主契約の無配当利率感応型 10 年ごと(連生)生存給付保険を「フレックスファンド」といいます。「フレックスファンド」の積立金は市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が「フレックスファンド」に充当された既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この商品の費用について

「フレックスファンド」の積立金は、予定利率から災害死亡保障に備えるための費用として0.003%および保険契約の維持に必要な費用として予定利率に応じて0.85%～1.15%を差し引いた率を用いて計算します。

主契約を解約される場合、解約手数料がかかることがあります。解約手数料は、この保険の資産の平均利回りなどにより計算され、解約計算基準日(その請求書類が会社の本社に到着した日)の積立金の額につぎの解約手数料率を乗じて得られる金額です。

$$\text{解約手数料率} = \left(\begin{array}{l} \text{解約計算基準日} \\ \text{から次の10年ご} \\ \text{との年単位の契} \\ \text{約応当日までの} \\ \text{残存期間} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{解約計算基準日の属す} \\ \text{る月の前月の予定利率} \\ \text{計算基準日における残} \\ \text{存期間に応じた国債の} \\ \text{利回り} \\ \text{スポットレート} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{その予定利率計} \\ \text{算基準日におけ} \\ \text{るこの保険の資} \\ \text{産の平均利回り} \end{array} \right)$$

解約手数料率がマイナス値になる場合は、解約手数料を0(ゼロ)とします。
この解約手数料は、「フレックスファンド」積立金の引き出し(一部解約)の際にも同様にかかります。